

『ひゅーまん らいつ』第4号(2021.7.26)

～生徒の人権と指導のあり方～

今回は、生徒の人権と指導のあり方について、これまでの校則についての裁判の推移を見ていくと共に、最近の「校則」についての世論の動きと、学校としての対応のあり方を考えてみたいと思います。

1. これまでの校則についての裁判を考える

(1) 判例：私立女子高生校則違反退学処分事件（最高裁判所判決平成8年7月18日集民第179号629頁）

【判示事項】普通自動車運転免許の取得を制限しパーマをかけることを禁止する校則に違反するなどした私立高等学校の生徒に対する自主退学の勧告に違法があるとはいえないとされた事例

【裁判要旨】普通自動車運転免許の取得を制限し、パーマをかけることを禁止し、学校に無断で運転免許を取得した者に対しては退学勧告をする旨の校則を定めていた私立高等学校において、校則を承知して入学した生徒が、学校に無断で普通自動車運転免許を取得し、そのことが学校に発覚した際にも顕著な反省を示さず、三年生であることを特に考慮して学校が嚴重注意に付するにとどめたにもかかわらず、その後間もなく校則に違反してパーマをかけ、そのことが発覚した際にも反省がないとみられても仕方のない態度をとったなど判示の事実関係の下においては、右生徒に対してされた自主退学の勧告に違法があるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=76112

(2) 部分社会論

「団体内部の規律問題には司法判断は及ばない」という論理です。公私立の区別なく、学校の校則などの問題が裁判で争われた時に用いられることが多く、上記の判例が使うこの論理により、以後の校則裁判の判決は、学校により有利なものとなっています。

2. 萩生田文科相の答弁から(令和3年3月16日 参議院文教科学委員会 吉良よし子参議院議員の質疑への答弁)

児童生徒への指導に当たり、…体罰等は当然許されないわけですけど、児童生徒の特性や発達の段階を十分に考慮することなく、厳しい指導、児童生徒の自尊感情の低下などを招き、児童生徒を精神的に追い詰めるような指導はあってはならないと思います。

すなわち、人権、人格を否定するような校則は望ましいものではないと思います。他方、それを文科大臣が変えるというのはなかなか立て付けとして難しいものもありますので、そこは是非各学校で考えて頂きたいなと思っています。(中略)

…校則も学校の個性の一つだと思いますから、私、入学前にチェックできるような仕組み、例えば制服が気に入ってその学校に行くという子もいるわけですよ。だからそういうのと同じように(校則は)学校の個性であると思いますので、そういう意味では、(校則の)公開を前提にしたら、より学校が皆さんからわかりやすく入ってもらえるし、入った後にこんなはずじゃなかったなんてことであきらめる子が減ることにもつながると思うので、そこは大いに考えていきたいと思っています。

(「第六部 文教科学委員会会議録第三号 令和三年三月十六日【参議院】」より抜粋。()内は筆者補足)

3. 文科省「ブラック校則」見直し通知とその後

今年6月8日、文部科学省が「ブラック校則」を見直すよう、各都道府県教育委員会に通知したことが各メディアから報じられました。すでに長崎県教育委員会は、3月2日付けで校則が人権に配慮した内容や表現になっていない場合、見直しを求める通知を各学校に送付しています。

ある県では、今年度すべての県立高校が、髪型や男女交際、下着の色などに関する校則が廃止したことも報

じられました。しかしその県の県立高校の一部では、その後もツブブロックとよばれる髪型を事実上禁止していたり、「地毛証明書」の提出を求めていたりしたことも報じられています。なぜそうになってしまうのか、考える必要があるように思います。

4. 考察～学校は生徒の人権を保障するためにある。校則をどのように見ていくべきか～

(1) 世論の動向

最近の校則についての世論は、ブラック校則が存続している学校がある、もしくはその廃止を教育委員会が通知していても実質上ブラック校則をそのまま運用している学校がある場合、これ見よがしに批判をする傾向にあります。国会や都道府県議会などでも前述のような答弁が見られる中、文部科学省や各都道府県の教育委員会が対応を迫られる現状もあります。前述の文部科学省がブラック校則見直しの通知を行った際には、文科省の通知がなければ学校は校則を見直せないのかという批判を展開する識者も見受けられました。

(2) 校則を変える不安

校則は、それぞれの時代や地域等のニーズに対応する形で形作られてきた経緯があります。

かつて、校内暴力等で中学校や高校が荒れた時代もありました。また、制服の着こなしがその学校の評判につながるものがいまだあります。校則によって、学校への信頼を回復し、評判を高めたといった効果があることは否定できません。

また、高校からは就職する生徒も少なからずいて、その生徒が無事合格するよう、頭髪や服装の面からしつけていくために校則を定めた、という面もあります。そしてその結果、生徒のみならず生徒を輩出した高校が評価され、その高校を指定して求人票が送られる面もあります。

もし、その校則がブラック校則と言われ廃止を求められたら、それまでの作り上げてきたその学校の信頼がなくなり、評判が落ちるのではないか、また指定求人を出してくれる企業からの求人票は、今後もらえなくなるのでは、という不安も生じます。

ある県が全体的にブラック校則を廃止したといっても、学校によっては髪型について規制したり、地毛証明書の提出を求めたりするのは、その不安の裏返しであるのとらえることができるかもしれません。

(3) 原点に戻る～学校は生徒の人権を保障するためにある～

日本国憲法によって、大人と同様、生徒の人権は保障されます。また、児童の権利条約によって、教員を含め大人は、生徒の人権意識を育み人権を保障する支援を行わなければならないとされます。「まだ子どもだから、まずはしつけを」という方もおられますが、それを理由に、生徒の人権を侵してはならないのです。

学校教育法11条の懲戒権の存在を根拠に、校則を制定できると解釈する場合があります。また、平成6(1994)年の文部省通知「「児童の権利に関する条約」について(通知)」中の「教育に関する主な留意事項」は、「もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものである」とし、校則に公的な根拠を与えています。

文部省の件の通知にある「必要な合理的範囲内」とは何を意味するのか。逆にどのような校則が、その範囲を逸脱するのか。今年2月16日大阪地方裁判所で大阪府立高校の女子生徒が髪を黒く染めるよう強く指導されたことが原因で不登校になったと訴えた裁判の判決がでました。「髪の染色や脱色を禁止した校則は学校の裁量の範囲内で、頭髪指導も違法とはいえない」とする判断を示したのです。この訴訟では、古くは丸刈り訴訟、高校バイク謹慎訴訟などと同様に、「社会通念と照らし合わせて著しく不合理でない範囲内」で校則を制定できると裁判所はより広範に学校に校則制定権を認めており、法学者らはそれを批判しています。法学者の多くは校則には人権に関係する内容が多く含まれるため、法的に人権を侵害しない旨の根拠を示すべきではないかと主張しています。

参議院文教科学委員会における萩生田文科相の答弁は示唆に富みます。文科省の通知があったように、学校では、校則のHP等での公開を前提に、生徒の人権を侵害していないかどうかを規準に校則を検討し直すことは必要でしょう。また、生徒たちに人権についてより学んでもらった上で校則を見直す案を出させたり、教師と生徒が同じテーブルで校則について議論したりしていくことも、今後必要になってくるかもしれません。

ご意見・ご感想をお寄せください。hiro4678@news.ed.jp